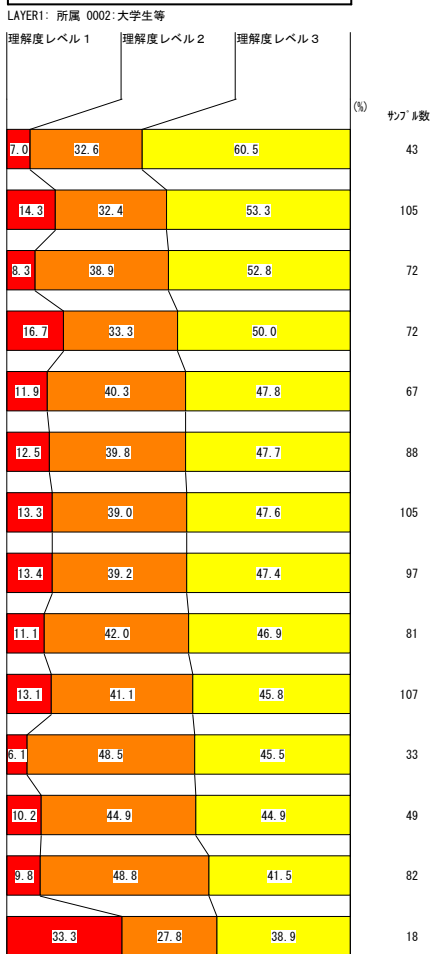


学習内容のタイプ別に見ると、高校生において、労働市場全体や労働関係法についての受講経験の有無では「理解度レベル1」と「理解度レベル3」の割合に有意差がみられるが他のタイプの授業では特に差は見られない（大学生等が高校までに学んだ回答では特に有意差なし）。

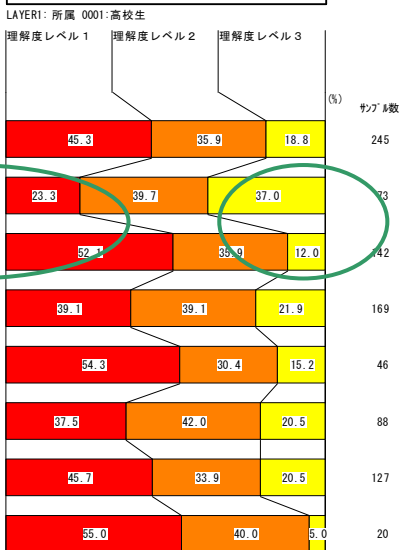
一方、大学生等が大学等で学んだ内容においては、将来の働き方を検討するための授業の受講経験の有無において、「理解度レベル1」と「理解度レベル3」の割合に有意差がみられる（他は有意差なし）。

※『労働関係法』受講あり：「労働者の権利・義務を学ぶ授業・プログラム」「産業構造の変化や働き方の変化、労働市場の状況などを知る授業・プログラム」のいずれかを経験。なし、はいずれも経験なし。  
 『将来の働き方検討』受講あり：「職業体験学習やインターンシップを行う授業・プログラム」「働き方や生き方、キャリアを考える授業・プログラム」「職業適性や自己の価値観、強み・弱みなどを知る授業・プログラム」「卒業生や経営者、人事担当者などの話を聞く授業・プログラム」のいずれかを経験。なし、はいずれも経験なし。  
 『就職活動実務系』受講あり：「就職活動の進め方を知る授業・プログラム」「就職活動に向けた模擬面接、エントリーシートの書き方、社会人マナーなどの授業・プログラム」「業界説明会・企業説明会」「求人票の見方を学ぶ授業・プログラム」「資格取得を目的とした授業・プログラム」のいずれかを経験。なし、はいずれも経験なし。  
 なお、「進学・就職など進路を考えるための授業・プログラム」「進学・就職・進路に関する個別相談」については受講者割合が高いため、分析から除外。

表頭：労働関係法制度の理解度【学生編】  
 表例：問1.1 進路に関する受講・参加経験（複数回答）  
 短大・高専・専修・大学・大学院で学んだ



表頭：労働関係法制度の理解度【学生編】  
 表例：問1.1 進路に関する受講・参加経験（複数回答）  
 高校までに学んだ



表頭：労働関係法制度の理解度【学生編】  
 表例：問1.1 進路に関する受講・参加経験（複数回答）  
 短大・高専・専修・大学・大学院で学んだ

